

Training Program

トレーニングプログラム

～ Instructor ～



JEFF スノーケリングインストラクター トレーニングプログラム

スノーケリングインストラクター資格は、プロガイドが行えることから基本指導法は指導員ランクと同等とします。プロとしての自覚を持ったインストラクターを育てる必要があります。

a. 研修時間数

〈学科〉 3 時間以上

〈実技〉 8 時間以上

〈合計〉 2 日以上

* レスキュー資格と同時取得の時は下記の研修時間

〈学科〉 3 時間以上

〈実技〉 12 時間以上

〈合計〉 3 日以上

b. 研修内容

1. JEFF の組織、信条、システム etc
2. スノーケル活動計画の立案
3. スノーケル活動の必要な知識、技術の指導
4. ガイドテクニック
5. レスキュー
6. 義務、権利、責任
7. その他

c. 認定の基準

1. JEFF スノーケルインストラクターとして高度な技術、知識を有し、正しい指導が行えること
2. インストラクターにふさわしい人格と指導力を持ち緊急事態に際しては、適切な処置、行動を行い得る技術を有すること

d. 認定の基準

1. 署名した健康診断書を教習開始までに提出していること
2. 年齢は 18 才以上であること
3. 未成年者の場合は、保護者の署名、捺印した同意書を提出していること。
4. スキンダイビングの経験があること(講習中経験でも可能)
5. 水泳能力 自由形 400m のうちクロールで 200m 以上泳げること
6. JEFF プロスキンレスキュー資格を取得すること

e. インストラクター テスト

安全に楽しく、スノーケリングを行なう技術をインストラクターマニュアルによって提供できるか査定する

f. 開催者

JEFF2 スターインストラクター以上によって行なわれる

JEFF ダイブマスター

(CMAS 4ダイバー ☆☆☆☆)

トレーニングプログラム

ダイブマスター資格は、プロガイドが行えることから基本指導法は指導員ランクと同等とします。
プロとしての自覚あるダイバーを育てる必要があります。

a. 研修時間数

- 〈学科〉 12 時間以上
- 〈実技〉 40 時間以上
- 〈合計〉 5 日以上 ※52 時間以上行なうこと

b. 研修内容

1. JEFF の組織、信条、システム etc
2. 正しい潜水教育計画の立案
3. 水難救助法
4. ガイドテクニック
5. 潜水の歴史、潜水機器の原理、構造等
6. コンパスナビゲーション(U,W,O)
7. 関係法令(潜水士、高圧ガス、救急再圧、小型船舶、漁業調整規則、等)
8. 潜水生理、潜水物理
9. 義務、権利、責任
10. その他

c. 認定の基準

1. JEFF ダイブマスターとして高度な技術、知識を有し、正しい指導が行えること
2. ガイドにふさわしい人格と指導力を持ち緊急事態に際しては、適切な処置、行動を行い得る技術を有すること

d. 認定の条件

1. 署名した健康診断書を研修開始までに提出していること
2. 年齢は 18 歳以上であること
3. マスターダイバー資格を取得していること
4. マスターダイバー資格を取得無き者は、マスターダイバーの認定基準を満足する知識、技術があることを担当する指導員が確認することが必要です。
満足できない項目がある時はその項目をダイブマスターの講習中に満足させることが必要です。
5. JEFF インストラクター以上の者の推薦を得ること
6. 潜水士の免許を取得していること(資格取得後 1 年以内の取得も認める)
7. プロレスキュー資格を取得していること(講習中に取得することも可能)
8. 酸素供給員資格を取得していること(講習中に取得することも可能)
9. ガイドインストラクターとして、十分な技術、知識、人格と指導力を有すること

e. 行動範囲

どのランクのダイバーでも連れて水中をガイドすることが出来る

f. テスト 下記項目の確認

ダイブマスターの知識

以下の項目について十分理解していること

1. ダイブマスターの役割
2. 潜水医学と生理学、潜水に関連して起きる不調と病気、影響、そしてそれらの処理方法
3. 潜水物理、減圧、器材、環境、生物、レスキューなどの知識
4. ファーストエイドの組成テクニック、および水中でのトラブル対処法
5. 潜水場所の選び方と潜水計画の基礎、そしてダイバーの査定とその選出の方法
6. コンプレッサーの構造と操作方法について
7. 水中の動植物について
8. 環境の変化における危険性の知識
9. ダイバーの法的責任について
10. ダイビングボートについて
11. プリーフィングとディブプリーフィング
12. クラスコントロール
13. ガイドテクニック
14. アシスタント活用法
15. コミュニケーション
16. 潜水計画を立てる上での決定要因
17. ダイビング事故と保険及び安全管理対策

ダイブマスターの技能

1. ダイビングスキルの確認(各ランクの基準を理解する)
2. プリーフィングとディブプリーフィング
3. プロレスキュー技術
4. スポーツダイビング装備をいかなる水深においても十分に使いこなせること
5. ボートや陸上からのダイビング活動に対しクラスコントロールが十分に出来ること
6. 10m～30m の水深においてのセルフレスキューと、バディーレスキューのテクニックをマスターしており、その手当てと処置が十分に行えること
7. 水中ナビゲーションの確実な実技
8. コンプレッサーの操作もしくは内容の理解
9. ダイビングボートについて
10. ダイビングスキル(どのような状況にも対処できるスキル)
11. レスキュー技術
12. プリーフィングとディブプリーフィング
13. クラスコントロール
14. ガイドテクニック
15. アシスタント活用法
16. コミュニケーション

g. 開催者

JEFF 2 スターインストラクター以上によって行なわれる

JEFF SHOP インストラクター

(CMAS 1 インストラクター ☆)

トレーニングプログラム

このランクは、ショップ内で活動するインストラクター資格です。
しかし、行う活動範囲は 2 スターインストラクターとほぼ同等の活動範囲があることからトレーニングプログラムは指導員レベルほとんど同等のものになっています。
トレーニング前には必ず認定基準にある注意事項を確認してください。

a. 研修時間数

- 〈学科〉 20 時間以上
- 〈実技〉 30 時間以上
- 〈合計〉 50 時間以上行なうこと

b. 研修内容

1. JEFF の組織、信条、システム etc
2. 正しい潜水教育計画の立案
3. 潜水指導法
4. 水難救助法
5. 潜水の歴史、潜水機器の原理、構造等
6. コンパスナビゲーション(U.W.O)
7. 関係法令(潜水士、高圧ガス、救急再圧、小型船舶、漁業調整規則、等)
8. 潜水生理、潜水物理
9. 義務、権利、責任
10. その他

c. 認定の基準

1. JEFF SHOP インストラクターとして高度な技術、知識を有し、正しい指導が行えること
2. インストラクターにふさわしい人格と指導力を持ち緊急事態に際しては、適切な処置、行動を行い得る技術を有すること

d. 認定の条件

1. 署名した健康診断書を研修開始までに提出していること
2. 年齢は 18 歳以上であること
3. マスターダイバー資格を取得後、1 年以上経過していること
4. マスターダイバー資格を取得後、少なくとも 70 回以上潜水しており、その内水深 40m 以深を経験していること(上記潜水回数には、研修中のものも含まれる)
5. マスターダイバー資格を取得後、JEFF インストラクター以上の者に従って 20 回以上、ダイバーの教習、訓練、認定の助手をつとめたことをログブックで証明出来ること
6. JEFF インストラクター以上の者の推薦を得ること
7. 潜水士の免許を取得していること(1 年以内の取得を認める)
8. レスキューインストラクター資格を取得していること(トレーニング時に同時取得を認める)
9. 酸素供給指導員資格を取得していること(トレーニング時に同時取得を認める)
10. SHOP インストラクターとして、十分な技術、知識、人格と指導力を有すること

e. 許容範囲

1. 1 スターダイバーの認定が行える
2. SHOP が主催する国内外のツアーの開催が出来る

f. インストラクター テスト

〈学科〉

1. 潜水物理、潜水生理
2. 安全潜水、潜水指導に対する理念(作文)
3. スクーバ潜水で使用する器材に関する知識
4. 海洋に関する知識
5. 救助及び救急蘇生法に関する知識
6. 生物に関する知識
7. 減圧、減圧表に関する知識
8. その他、1 スタートトレーニングファイルによる

〈技術〉

1. 基礎的な実技に関するもの
2. 応用的な実技に関するもの
3. レスキューテクニック全般
4. その他、1 スタートトレーニングファイルによる

g. 開催者

JEFFトレーニングインストラクター以上によって行なわれる

JEFF 2 インストラクター

(CMAS 2 インストラクター☆☆)

トレーニングプログラム

a. 研修時間数

- 〈学科〉 60 時間以上
- 〈実技〉 40 時間以上
- 〈合計〉 100 時間以上行なうこと

b. 研修内容

1. JEFF の組織、信条、システム etc
2. 潜水実技指導法
3. 潜水学科指導法
4. 水難救助法
5. インストラクターとしての義務、権利、責任
6. 安全対策及び事故対策関係
7. 関係法令(潜水士、高圧ガス、救急再圧、小型船舶、漁業調整規則 等)
8. その他

c. 認定の基準

1. JEFF インストラクターとして高度な技術、知識を有し、正しい指導が行えること
2. インストラクターにふさわしい人格と指導力を持ち緊急事態に際しては、適切な処置、行動を行い得る技術を有すること

d. 認定の条件

1. 署名した健康診断書を研修開始までに提出していること
2. 年齢は 19 歳以上であること
3. マスターダイバー資格を取得後、1 年以上経過していること
4. マスターダイバー資格を取得後、少なくとも 100 回以上潜水しており、その内水深 40m 以深を経験していること(上記潜水回数には、研修中のものも含まれる)
5. マスターダイバー資格を取得後、JEFF インストラクター以上の者に従って 20 回以上ダイバーの教習、訓練、認定の助手をつとめたことをログブックで証明出来ること
6. レスキューインストラクター資格を取得していること(1 年以内の取得を認める)
7. 酸素供給指導員資格を取得していること(講習中の同時取得を認める)
8. 潜水士の免許を取得していること(1 年以内の取得を認める)

e. 許容範囲

1. 4 スターダイバーまでの全てのダイバー資格の認定が行える
ただし、レスキューダイバー認定(プロレスキュー認定も同様)においては、レスキューインストラクターの資格を有していること
2. スターインストラクターのトレーニングにおいて、アシスタントとして講習に参加することが出来る

f. インストラクター テスト

〈学科〉

1. 正しい潜水計画の立案
2. 教育指導法に関すること
3. 各種減圧表に関すること
4. 高気圧障害に関すること
5. 救助および救急蘇生法に関すること
6. 救急再圧に関すること
7. 関係法則に関すること
8. 海洋に関すること
9. スポーツ競技に関すること
10. 教育指導法に関する論文(400字×10枚)
11. 教育心理学に関すること
12. その他、2スタートレーニングファイルによる

〈技術〉

1. 自由な形で 200m を 8 分以内で泳ぎ、休憩せずに 5m の水深にあるダミーを水面に引き揚げ、そのまま 2 分間保持する
2. 水中で 1 回 20 秒ずつ息をこらえ連続して 5 回行なう
3. 1,500m のフリッパー競技を行なう
4. 3 点セット使用状態で 15m 垂直潜水
5. 水深 30m に潜水し、海底よりダイバーを水面まで引き揚げ、50m 離れたボートまで曳航し、そこでダイバーの潜水器具を取りはずしボートに収容する
6. 水深 40m に垂直に潜水し、海底で試験官と手信号で話し合う
7. 水深 15m に設置された 5 つのポイントをコンパスを使って正確に廻って帰るただし全長は、500m 以内とする
8. レスキュー技術全般
9. その他、2 スタートレーニングファイルによる

g. 開催者

JEFF エグザミネーター以上によって行なわれる

JEFF トレーニングインストラクター

(CMAS 2 インストラクター☆☆)

トレーニングプログラム

a. 研修時間数

- 〈学科〉 30 時間以上
- 〈実技〉 20 時間以上
- 〈合計〉 50 時間以上行なうこと

b. 研修内容

1. JEFF の組織、信条、システム etc
2. 高度の潜水物理学
3. 高度の潜水生理学
4. 教育心理学
5. 潜水機整備士資格
6. 安全対策及び事故対策関係
7. その他

c. 認定の基準

1. JEFF 2 スタートレーニングインストラクターとして、高度な技術、知識を有し、正しい指導が行えること
2. インストラクターにふさわしい人格と指導力を持ち、緊急事態に際しては、適切な処置、行動を行い得る技術を有すること

d. 認定の条件

1. 健康診断書を研修開始までに提出していること
2. 年齢は 25 歳以上であること
3. JEFF 理事会の推薦を必要とする
4. JEFF トレーニングインストラクター研修、検定会に出席し、一定基準以上の点数を獲得すること
5. トレーニングインストラクターの認定はインストラクター経験 5 年以上であって、2 スターインストラクター認定の内容を全て把握出来ることが必要であり、その方法は本部が行なうインストラクター検定研修会に 4 日以上参加し、査定する
6. 潜水時間は 500 時間以上であること(ログブックで証明すること)
7. 指導員資格以外に潜水関係資格を少なくとも 3 つ以上取得していること
 - ・ 資格証のコピーを必ず本部へ提出すること
 - ・ 資格とは下記のようなものである
(潜水士・救急再圧員・小型船舶操縦士・文部科学賞スポーツ指導員・日赤救急員、
水上安全救助員・救急蘇生員・容器自主検査員・高圧ガス製造保安責任者免許・
潜水機器整備士免許・酸素供給指導員・その他 etc)

e. 許容範囲

オープンウォーターから 1 スター(SHOP)インストラクターまでの、全てのダイバーの教習、訓練、認定を行う事が出来る

f. インストラクター テスト

〈学科〉

1. 教育指導法に関する論文(400字×10枚)
2. 教育心理に関すること
3. その他、トレーニングファイルによる

〈技術〉

1. 基礎的な実技に関するもの
2. 応用的な実技に関するもの
3. 指導法(教室、限定水域&海洋)
4. 救助および救急蘇生法
5. その他、トレーニングファイルによる

g. 開催者

本部によって行なわれる

JEFF トレーニングインストラクター

(CMAS 3 インストラクター ☆☆☆)

トレーニングプログラム

a. 研修時間数

- 〈学科〉 30 時間以上
- 〈実技〉 20 時間以上
- 〈合計〉 50 時間以上行なうこと

b. 研修内容

1. JEFF の組織、信条、システム etc
2. 高度の潜水物理学
3. 高度の潜水生理学
4. 教育心理学
5. 潜水機整備士資格
6. 安全対策及び事故対策関係
7. その他

c. 認定の基準

1. JEFF レーニングインストラクターの資格は、現役インストラクターとしては、最高の技能、知識、指導力、人格を持っている者であること
2. 実際にインストラクター以下の全てのダイバーの教育、指導、認定あたる事が出来る
3. 学識の面では潜水に関する全ての質問に対して納得のいく解答が出来る者でなければならない

d. 認定の条件

1. 健康診断書を研修開始までに提出していること
2. 年齢は 30 歳以上であること
3. JEFF 理事会の推薦を必要とする
4. JEFF トレーニングインストラクター研修、検定会に出席し、一定基準以上の点数を獲得すること
5. 2 スタートレーニングインストラクターの取得後 3 年以上を有すること
6. 潜水時間は 1,000 時間以上であること(ログブックで証明すること)
7. 指導員資格以外に潜水関係資格を少なくとも 3 つ以上取得していること
 - ・ 資格証のコピーを必ず本部へ提出すること
 - ・ 資格とは下記のようなものである
(潜水士・救急再圧員・小型船舶操縦士・文部科学賞スポーツ指導員・日赤救急員、
水上安全救助員・救急蘇生員・容器自主検査員・高圧ガス製造保安責任者免許・
潜水機器整備士免許・酸素供給指導員・その他 etc)

e. 許容範囲

1. オープンウォーターから 1 スター(SHOP)インストラクターまでの、全てのダイバーの教習、訓練、認定を行う事が出来る
2. JEFF 本部が行なう 1 スターインストラクター、2 スターインストラクターおよび 2 スタートレーニングインストラクターの研修、検定を JEFF 本部の要請により、補助教育指導者として参加する事ができる

f. インストラクター テスト

〈学科〉

1. 教育指導法に関する論文(400字×10枚)
2. 教育心理に関すること
3. その他

〈技術〉

1. 指導技術の確認
2. レスキュー技術全般
3. その他

g. 開催者

本部によって行なわれる

JEFF レスキューインストラクター

(JEFF ダイバーレスキュー・JEFF プロレスキュー指導資格)
トレーニングプログラム

a. 研修時間数

1. CPA/FA 指導演法
〈日数〉 1 日以上行うこと
〈学科〉 8 時間以上行うこと
〈実技〉 8 時間以上行うこと
2. ダイビングレスキュー指導演法
〈日数〉 2 日以上行うこと
〈学科〉 3 時間以上行うこと
〈実技〉 12 時間以上行うこと(限定水域を含める)
3. 指導員の実務
〈学科〉 3 時間以上行うこと

b. 研修内容

1. JCPR/FA 指導演法
2. ダイビングレスキュー実技指導演法
3. ダイビングレスキュー学科指導演法
4. ステータスに関して等
5. インストラクターの義務と権利と責任について
6. 安全対策及び事故対策関係
7. その他

c. 認定の基準

1. JEFF レスキューインストラクターとして高度な技術、知識を有し、正しい指導が行えること
2. インストラクターにふさわしい人格と指導力を持ち緊急事態に際しては、適切な処置、行動を行い得る技術を有すること

d. 認定の条件

1. 署名した健康診断書を研修開始までに提出していること
2. 年齢は 18 歳以上であること
3. 1 スターインストラクター資格を取得していること
4. 潜水士の免許を取得していること
5. 労働省の救急再圧指導員資格を取得していること
6. 酸素インストラクター資格を取得していること
7. レスキューインストラクターとして、十分な技術、知識、人格と指導力を有すること

e. 許容範囲

レスキューダイバー、プロレスキューの認定が行える

f. インストラクター テスト

〈学科〉

1. 救助及び救急蘇生法に関すること

〈技術〉

1. レスキュー技術全般

g. 開催者

JEFF レスキュートレーナー以上によって行われる

JEFFレスキュートレーナー

トレーニングプログラム

a. 研修内容

1. JEFF インストラクターコースに、本部トレーナーと講習会に参加し、担当のトレーナーが認めた時にトレーナーとして認定証が発行されます

b. 認定の基準

1. JEFFレスキュートレーナーとして高度な技術、知識を有し、正しい指導が行えること
2. さらに、トレーナーのふさわしい人格と指導力を持ち緊急事態に際しては、適切な処置、行動を行ない得る技術を有すること

c. 認定の条件

1. 署名した健康診断書を研修会開始までに提出していること
2. 年齢は25歳以上であること
3. 2スタートレーニングインストラクター資格を取得していること
4. レスキューインストラクター資格を取得していること
5. レスキューインストラクターの認定を受けた後、10名以上のレスキューダイバーの育成経験があること
6. レスキューインストラクター講習のアシスタントを1回以上経験すること
7. 潜水士の免許を取得していること
8. 労働省の救急再圧員資格を取得していること
9. 酸素供給員資格を取得していること
10. レスキュートレーナーとして、十分な技術、知識、人格と指導力を有すること

d. 許容範囲

レスキューダイバー及びレスキューインストラクターの認定が行える

e. 開催者

本部トレーナーによって行なわれるレスキュートレーナートレーニングプログラム

JEFF 相互認定基準

JEFF 以外の組織のインストラクター認定証を取得している者で、JEFF の認定証を取得しようとする者は、JEFF 所定の申請書に必要事項を記入の上、JEFF 本部に申し込み、相互認定研修、検定会に参加し、限定の教習を受けることで JEFF 本部より認定証が交付される。

a. インストラクター相互認定基準

〈学科〉 16 時間以上

〈実技〉 16 時間以上

〈合計〉 32 時間以上行うこと

b. 研修内容

1. JEFF の組織、信条、システム、義務、権利、責任 etc
2. 潜水指導法(学科、実技)
3. その他

c. 認定の条件、基準及び許容範囲

1. 他の組織で 100 時間以上のインストラクター研修を受けている者で、それを証明できること
2. インストラクター研修 100 時間未満の者で相互認定会に参加希望の者は、理事会の審査及び承認を受けなければならない
3. その他、JEFF インストラクター条件、基準及び許容範囲に準ずる
4. JEFF 理事会によって JEFF の規定する条件を満たすものについては、研修を免除することができる